国土交通省

**東北運輸局プレスリリース**

≪発表記者会：東北電力記者会≫
≪　　〃　　：宮城県政記者会≫

令和元年１２月１２日
国土交通省　東北運輸局

# 福島県二本松市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

平成３１年４月９日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、福島運輸支局において行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：昭和タクシー　株式会社　　代表取締役　安斎　文彦
（法人番号：２３８０００１００９３９７）
福島県二本松市成田町一丁目７５３番地の３

営業所：本社営業所
福島県二本松市成田町一丁目７５３番地の４、７５３番地の５

２．行政処分等年月日　　令和元年１０月２９日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分

令和元年１２月１２日から令和２年１月８日まで（２両×２８日）
令和元年１２月１２日から令和２年１月７日まで（２両×２７日）

（２）文書警告

【裏面へ続く】

４．違反の概要

（１）運賃料金変更事前届出違反

（道路運送法第９条の２第１項）

（２）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

（道路運送法第２７条第３項）

①疾病、疲労等のおそれのある乗務

（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）

②運行指示書の作成等義務違反（記載事項の不備）

（旅客自動車運送事業運輸規則第２８条の２第１項）

③乗務員台帳の作成、備付け義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）

④運転者に対する指導監督義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

⑤運行管理補助者の選任解任届出違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第６８条）

以　上

≪問い合わせ先≫
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：山口、小松
℡：０２２－７９１－７５３２